

敷地内での漏水修繕の費用負担が変わります

～公平な負担と持続可能な水道事業のために～

芦屋市では市民生活の利便性確保を目的として、敷地内（メーター下流側）で漏水が発生した場合にも、24時間対応できる待機体制を確保するとともに、市民からの依頼に基づく出動対応を行ってきました。

この際の待機料や出動費については、市民サービスの一環として市が負担してきましたが、令和8年4月から制度を見直し、出動費の一部について市民の皆さまにもご負担をお願いすることとなりました。

新しい制度（令和8年4月から）

敷地内漏水修繕の際の出動費の一部について、次のとおりご負担をお願いします。

※修繕業者へ直接お支払いください。（現金払いのみ）

区分	負担額
平日昼間	4,000円
夜間・休日	6,000円

なお、下記の体制は引き続き実施します。

- ・待機当番業者による **24時間対応体制**（緊急時を除き夜間は17時～22時、翌日5時～9時）
- ・市による **受付体制**

制度見直しの理由

敷地内の給水装置は本来、所有者・使用者が管理する設備であることから、

- ・利用する方と利用しない方との **受益と負担の公平性**
- ・水道施設の更新や耐震化などを進めるための **水道事業の健全な運営**

といった観点から、費用負担のあり方を見直すこととしました。

これまでの対応（令和8年3月まで）

芦屋市では、市民の皆さまが安心して修繕を依頼できるよう、次の体制を整えてきました。

- ・修繕業者の **24時間待機体制**
- ・市民からの依頼に基づく **緊急出動及び漏水調査**

令和7年度までは、これに伴う待機料・出動費はすべて市が負担してきました。

漏水かな？と思ったら

次のような場合は漏水の可能性があります。閉め忘れがないかなど、水栓の状況を十分に確認のうえ、修繕を依頼してください。

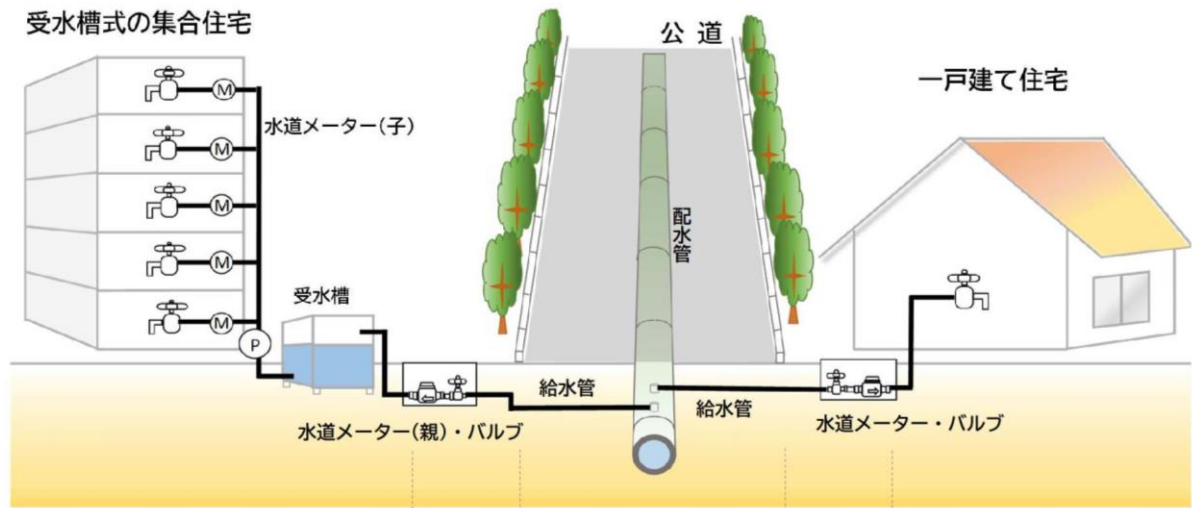
- ・すべての水栓が閉まっており、水を使っていないのにメーターが回っている
- ・すべての水栓が閉まっており、雨が降っていないときでも地面が常に濡れている。流水音が聞こえる。
- ・水道料金（使用水量）が急に増えた

敷地内漏水とは

敷地内漏水とは、水道メーターから建物側の給水管などで発生する漏水のことです。

この部分の給水装置は、原則として建物の所有者または使用者が管理する設備となっています

【管理区分図】



敷地区分	宅地等		公道	宅地等	
施設区分	受水槽以下設備	給水装置	配水管	給水装置	
財産区分	所有者 ※水道メーターは貸与品		水道管理者	所有者 ※水道メーターは貸与品	
修繕区分	所有者・使用者等 ※水道メーターを除く	※2	水道管理者	※1	所有者・使用者等 ※水道メーターを除く
水質管理区分	受水槽設置者	水道管理者			

注：※1及び※2は本来、所有者・使用者等の修繕区分であるが、無効水量の低減及び漏水による二次災害の防止を図るため、一定要件のもとに市が補うことができる区分である

注：「一定要件」とは、所有者等の依頼を受けた場合、水道メーターまでの範囲、メーター口径が40mm以下の給水装置、他をいう

注：一定の水道業者が調査確認した後、代理で手続きを行う

調査及び修繕の依頼方法

- ・賃貸物件や集合住宅の共用部分での漏水の場合は、**費用負担される方が依頼してください。**
- ・依頼時には、依頼者氏名・住所・電話番号・在宅時間・漏水の場所及び状況を教えてください。
- ・原則として先着順で訪問します。訪問前に修繕業者から電話連絡します。

注意 ≫ 給湯器などの機器類は水道修繕業者では修繕できません。専門業者へ依頼してください。

お問い合わせ

時間	連絡先	電話番号など
平日昼間(9時～17時30分)	上下水道部お客様センター	0797-38-2082
土・日・祝日昼間(9時～17時)	市役所代表(宿直待機)	0797-31-2121
夜間 (17時～22時、翌日5時～9時) ※1	待機当番業者	夜間水道修理工事当番表 ※市ホームページをご参照ください

※1 緊急時に備えるための24時間対応ですので、**本当に必要な方のため、夜間のご依頼は緊急事態かなど、内容に合ったご依頼にご協力ください。**

市民の皆さまへのお願い

水道は市民生活を支える重要なインフラです。

将来にわたり安定した水道サービスを維持するため、制度見直しへのご理解とご協力をお願いいたします。